第

2387

묽



1994年1月6日創刊 · 毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2003年)平成15年 9月 26日 金曜日

発行所

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-6209-7678 株式会社 FPシミュレーション 編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

## ○ 交際費課税のアウトライン

**○** :交際費の取扱いが今年変わったそうで すが、どうなったのですか。また、交際費課 税のアウトラインも教えてください。

A: 交際費の損金算入限度額が改正され ています。

## 【解説】

会社が、交際費、接待費、機密費その他の 費用で、その得意先や仕入先その他事業に関 係のある者に対して接待、供応、慰安、贈答 その他これらに類する行為のためにこれを支 出した場合、その交際費等は、原則として、 全額損金不算入とされます。これが交際費課 税といわれているものですが、期末資本金1 億円以下の中小企業に限っては、次のように 一部損金算入が認められています。

## [損金算入限度額]

- ① 年400万円
- ② 支出交際費等の額
- のいずれか少ない額(A)
- (A) (A) × 10% = 損金算入限度額
- ※平成15年4月1日~平成18年3月31日に開始 する事業年度について適用されます。

もっとも、会社が交際費等の名義をもって支出し た金銭であってもその費途が明らかでないものにつ いては、上記にかかわらず(つまり、会社の規模に関 係なく)、支出額の全額が損金不算入となります。さ らには、支出交際費等が「使途秘匿金」に該当する ときには、その使途秘匿金については、損金不算入 とされたうえで、その使途秘匿金に対して40%の税 率による特別課税が行われます。







